



刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化

法務省は、矯正施設において、犯罪をした者等について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士又は精神保健福祉士を非常勤職員として配置している。さらに、刑事施設においては2014年度(平成26年度)から、少年院においては2015年度(平成27年度)から、**福祉専門官(社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員)の配置を進めている**。社会福祉士等の配置施設数の推移は資 3-34-1 のとおりである。また、2018年度(平成30年度)からは大規模な刑事施設8庁において、認知症スクリーニング検査等を開始し、2019年度(令和元年度)からは女子刑事施設2庁を加えた10庁で同検査等を実施しており、認知症等の早期把握に努めている。

少年鑑別所において、2015年の少年鑑別所法施行後、地域援助の一環として、いわゆる入口支援※1への協力が適切に行えるよう、アセスメント機能の充実を図っている。具体的な取組状況として、被疑者等の福祉的支援の必要性の把握のために、検察庁からの依頼を受けて、知的能力等の検査を実施しており、2020年(令和2年)は224件の依頼を受け、援助を実施した。

保護観察所において、福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化のため、福祉的支援等を担当する保護観察官が、福祉的支援に関する講義を含む保護観察官向けの研修に参加しているほか、社会福祉士会等が主催する研修や刑事司法関係機関と福祉関係機関が参加する福祉的支援に関する事例研究会に積極的に参加するなどして、保護観察官のアセスメント能力の更なる向上等を図っている。

資 3-34-1 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移

(平成29年度～令和3年度)

区分	矯正施設の別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
社会福祉士	刑事施設	70	70	69	69	68
	少年院	18	18	18	18	22
精神保健福祉士	刑事施設	8	8	8	8	8
	少年院	2	2	2	2	2
福祉専門官	刑事施設	39	48	56	58	58
	少年院	2	3	3	8	9

注 1 法務省資料による。
2 刑事施設は、PFI手法により運営されている施設を除く。

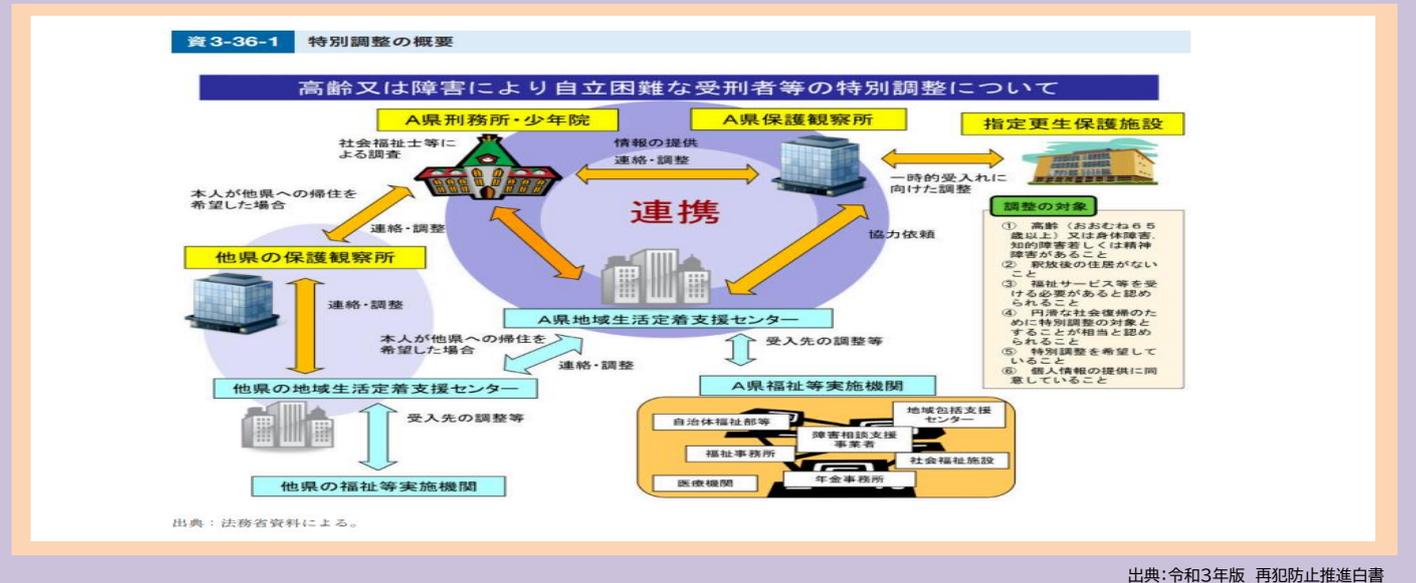
※1 入口支援

一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、2009年(平成21年)4月から、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる**特別調整**(資 3-36-1 参照)の取組を実施している。この取組では、関係機関の連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等において、特別調整の対象者等に対する福祉的支援に係る事例研究会や、各関係機関等が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う連絡協議会等を行っている。

加えて、2018年度(平成30年度)からは、地域生活定着支援センターにおいて矯正施設入所早期からの関わりや地域の支援ネットワークの構築の推進を強化するなど、更なる連携機能の充実強化を図っている。新型コロナウイルス感染症が拡大している状況にあっても更なる連携機能の充実強化を図るため、オンラインの活用等の工夫をし、地域社会の支援対象者への理解を促進し、円滑な調整・支援及び地域生活への定着に資することを目的とした地域の関係者を交えた事例を基にした検討会を実施するなどしている。



「東京都 非行少年・再犯防止支援ガイドブック」

東京都都民安全推進本部から発行されている**令和3年度版「非行少年・再犯防止支援ガイドブック～RE:STARTを応援するあなたへ～」**について御紹介します。

東京都では、社会復帰支援に携わる支援者の方々の“立ち直りを支援する力”の向上を図るとともに、支援者間相互のネットワークづくりの基礎とするためのガイドブックを作成しています。

なお、本ガイドブックは東京都都民安全推進本部のホームページからダウンロードできます。

【目次】

■第1章 「再犯防止の基礎知識」

事件を起こしてから社会復帰までの流れ
社会復帰支援に向けた処遇と社会復帰を支える関係機関・団体

■第2章 「事例に基づく支援機関等の紹介」

1～13の事例とコラム

